

出合いの森管理業務仕様書

この仕様書は、管理施設の管理業務を実施するための仕様を示すものである。指定管理者は、業務の遂行に当たり公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期的に必要な保守・点検業務を行い、快適な施設環境を作るとともに、各種遊具、施設、機器類の性能を常に最良の状態に維持し、故障の予防及び設備の恒久化に努めるものとする。

第1 管理業務に関する事項

1 基本的事項

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利又は不利になる運営をしないこと。
- (2) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正に管理運営を行うとともに、管理運営経費の節減に努めること。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (4) 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (5) 県及び鳥取市と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。

2 管理施設の受付、案内及び利用者の安全確保等

- (1) 指定管理者は、利用者への応接、電話での問い合わせについて、適切な対応を行うこと。
- (2) 施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を県及び鳥取市へ随時報告すること。
- (3) 指定管理者は、利用者の安全を確保するため、広場等への車の乗り入れの監視等の適切な対応を行うこと。

3 緊急時の対応

- (1) 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
- (2) 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、的確に対応すること。

4 組織及び人員配置

- (1) 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- (2) 施設の管理に当たって、資格、免許等が必要な場合は、その資格を有すること。
- (3) 施設管理の責任者には、農林業又は造園に関係する大学又は高校を修了した者又はこれらの業務に10年以上の経験を有する者を1名配置すること。
- (4) 管理棟には専属職員を常時原則として2名以上配置すること。
- (5) 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。
- (6) 指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある2人以上の者（役職に準じる職にある者を含む。）に、次に掲げる職務を行わせるものとする。
 - ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。
 - イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の総会等、県及び鳥取市へ報告すること。
 - ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

5 業務報告書の提出

(1) 業務報告書の提出

事業の実施状況について、次の内容の月報を作成し、その翌月15日までに県及び鳥取市に報告すること。

- ア 利用者数の実績(午前10時、午後0時30分、午後2時及び午後4時に利用者数を確認)、その他収入等の収入
- イ 管理物件の維持管理の実施状況
- ウ 利用促進策等の実施状況
- エ 委託業務に関する収支状況
- オ 再委託、工事の請負発注の状況(業務内容、発注先、選定方法、金額、予定価格等)
- カ 管理体制
- キ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況
- ク 会計事務に関する指定管理者による内部検査結果
- ケ その他管理の実態を把握するために県及び鳥取市が必要と認める事項

(2) 事業報告書の提出

毎年度終了後30日以内に、次の事項に係る事業報告書を県及び鳥取市に提出すること。

なお、必要に応じ、次の事項以外について報告を求めることがある。

- ア 管理施設の管理の業務の実施状況及び利用者の利用状況
- イ 管理施設の管理に係る経費の収支状況
- ウ その他管理の実態を把握するための県及び鳥取市が必要と認めた事項

6 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了後若しくは指定の取消し等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

第2 保守管理に関する事項

指定管理者が行う特記すべき最低限の保守管理業務は次のとおりとする。

なお、仕様について明示なき事項や疑義の生じた事項は県及び鳥取市と協議し、その指示に従うとともに、協議事項は、必ず協議事項簿に記載してお互いに保持するものとする。

※令和5年7月現在、県立少年自然の家跡地(9ヘクタール)を整備中であり、令和6年度末までには出合いの森の新エリアとして編入される見込みである。なお、編入にあたっては、面積の増加に応じて指定管理料を増額する。

- 1 森林整備業務
別紙1のとおり
- 2 植栽管理業務
別紙2のとおり
- 3 汚水処理施設保守点検業務
別紙3のとおり
- 4 電気工作物保安管理業務
別紙4のとおり
- 5 建物・水槽清掃業務
別紙5のとおり

- 6 ポンプ施設点検業務
別紙6のとおり
- 7 遊具・階段等保守点検業務
別紙7のとおり
- 8 遊具・階段等塗装業務
別紙8のとおり
- 9 施設警備業務
別紙9のとおり
- 10 消防設備点検業務
別紙10のとおり
- 11 はく製燻蒸処理業務
別紙11のとおり
- 12 池清掃業務
別紙12のとおり
- 13 園内・施設等管理業務
別紙13のとおり
- 14 飲用水滅菌装置保守点検業務
別紙14のとおり
- 15 中央監視設備点検業務
別紙15のとおり
- 16 木製ベンチ等管理・貸出業務
別紙16のとおり
- 17 防犯カメラ管理・運用業務
別紙17のとおり
- 18 保険
施設所有者賠償責任保険に加入すること。保険金額の基準額は、対人賠償は1名につき2億円、1事故につき4億円とし、対物賠償は1事故につき500万円とする。
- 19 備品の管理
 - (1) 指定管理者は、施設の運営に支障を来さないよう、備品の維持管理を適切に行い必要な修繕を速やかに行うこと。
 - (2) 県又は鳥取市が貸与した備品は県又は鳥取市の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した備品は指定管理者の所有に帰属するものであること。
 - (3) 指定管理者は、県又は鳥取市の所有に帰属する備品が不用となった場合には、県又は鳥取市に返還すること。
 - (4) (3)により備品の数量等に異動があった場合及び県又は鳥取市が新たに備品を貸与した場合は、県又は鳥取市が提示した備品台帳により整理すること。

なお、備品とは、性質、形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上の物品とする。

(5) 県は、別表「県貸付物品対象一覧」に記載する備品等について、県及び指定管理者は別途貸付契約を締結し、指定管理者へ無償で貸し付けること。

(6) (5)による貸付契約により貸付けを行う県の備品等のうち、軽自動車については、(5)に掲げる事項のほか次の事項に留意すること。

ア 使用について

交通法規の遵守、交通事故の防止及び安全運転を行うとともに、県民の信頼を損なわないよう使用すること。

イ 維持管理について

(ア) 自動車検査証の有効期間満了前に、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第62条に定める継続検査を受検すること。

(イ) 加入済みの自動車賠償責任保険及び任意保険(対人賠償保険2,000万円及び対物賠償保険100万円(免責10万円)以上)の保険料を支払うこと。

20 自動販売機等の設置

(1) 設置の報告

自動販売機等の設置については、利用者の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。

この場合においては、指定管理者は、設置した自動販売機の設置業者、販売物等を業務報告書に記載し、県及び鳥取市に報告すること。

(2) 留意事項

ア 現在の設置場所及び台数は、別添資料のとおりである。追加設置に当たっては、施設の設置目的、防災面、施設機能等を考慮した上で、必要最低限の台数を設置すること。

イ 設置に当たっては、次の事項に留意すること。

(ア) ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しないこと。

(イ) 青少年に有害な書籍、がん具等は、販売しないこと。

(ウ) ゲーム機類は、設置しないこと。

ウ 自動販売機の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

エ ウの再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の管理期間の終期を限度とすること。

(3) 県又は鳥取市が直接行う使用許可の範囲

指定管理者の業務範囲である利用許可以外の以下の許可(行政財産の目的外使用許可等)は、県又は鳥取市がその許可事務を直接行うため、該当申請があれば速やかに県又は鳥取市に連絡すること。

ア 電気、水道、ガス事業等の用に供する路線等

イ 職員駐車場

ウ 利用者の利便に供するもの以外のもの

なお、現在の行政財産の目的外使用許可の状況は、別添行政財産の目的外使用許可状況のとおりである。

指定管理者が業務のために所有・使用する車両を管理施設内に常時駐車することはできない。

21 AED(自動体外式除細動器)の取扱い

(1) 県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAEDを設置しており、指定管理者は、職員又は非医療従事者が常時使用できるよう管理を行うこと。

※AED(自動体外式除細動器)の概要

突然の心停止者の心臓のリズムを調べ、蘇生のための電気ショックが必要かどうか自動で判断し、電気ショックを与えることができる医療機器

- (2) 指定管理者は次のとおり維持管理を行うこと。
- ア AEDを常時使用できるよう最低年1回定期点検すること。
 - イ AEDを使用した後においては、次回以降使用できるか否か点検すること。
- (3) 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置すること。

2.2 修繕

施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を適正な利用に供するよう日常的に保守点検を行い、施設等の保全に努めること。

また、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性を確保するために必要な応急処置を行うとともに、発注1件当たり250万円未満の修繕にあつては指定管理者の負担により行い、それ以外のものは県又は鳥取市の負担により行う。修繕する内容については、指定管理者が修繕が必要と判断したもののほか、県又は鳥取市が施設の管理上必要と判断したものについても、指定管理者は県又は鳥取市の指示により修繕を行うこと。

※修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機能の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

2.3 関係書類の整備

保守管理に当たっては、業務日誌、作業記録等の業務関係書類を作成し、令和16年3月31日まで保管するものとする。

2.4 事故・故障等異常時の措置

管理施設内において、事故又は故障が発生したときは、鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び鳥取市農林水産部林務水産課に報告し、指示を受けて必要な措置を講ずるものとする。ただし、緊急を要する場合又は軽微な事故・故障の場合は、指定管理者において必要な措置を講ずるものとする。

2.5 指定管理者が行うことができる行為

指定管理者が行うことができる20の自動販売機等の設置以外の利用者の利便に供する行為は、駐車場及び管理棟周辺における臨時的な販売等の行為とし、その場合においては、その都度、あらかじめ県及び鳥取市にその旨を記載した書面を提出し、承認を得ること。

2.6 県内発注

管理業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めなければならないが、特に委託、工事請負を発注する場合は原則として県内事業者へ発注すること。

なお、事業計画書に記載していない委託、工事請負を県外事業者へ発注する必要がある場合は、あらかじめ県又は鳥取市に協議して承認を受けること。

2.7 障がい者または高齢者の就労機会の確保

障がい者、高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

- (1) 障がい者及び高齢者の直接雇用に努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の雇用計画を可能な範囲で記載すること。
- (2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めることとし、事業計画書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。

2.8 緊急時の対応

- (1) 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対

- 応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には適確に対応すること。
- (2) 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適確に対応すること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合には、出合いの森の使用について県又は鳥取市の指示に従わなければならない。
- ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、出合いの森を閉園し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県又は鳥取市が認めるとき。
 - イ 出合いの森について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県又は鳥取市が避難施設として指定をしようとするとき。
 - ウ 出合いの森について、鳥取市から、鳥取市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。
- (4) (3)の県又は鳥取市の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県又は鳥取市並びに指定管理者が協議の上、決定する。
- (5) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために出合いの森を閉園する必要があると県又は鳥取市が認めるときは、速やかに当該施設を閉園すること。

2.9 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み（予定価格）により、つぎのとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

予定価格	電力調達の対応
160万円超	現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電力調達の契約を締結する。
160万円以下	随意契約の方法により契約できるが、原則として合見積りの方法により電力調達の契約を締結する。

3.0 Google Map等の管理について

各施設のホームページの管理にとどまらず、Google Map等一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。

なお、情報編集のための権限については県から各施設に権限を付与するが、必要なアカウント等は指定管理者が準備すること。

3.1 その他

指定管理者は、管理施設全域について主体的に管理を行うこととするが、女性の森及び二十世紀梨の故郷の管理については、関係する団体と調整しながら行うこととする。

第3 森林・自然を理解するイベント等の開催に関する事項

指定管理者は、県民に森林とのふれあいの場を提供し、自然観察、野外活動等を通して森林に対する理解を深めるとともに、広く県民の保健及び休養に資するという管理施設の設置目的に沿って、管理施設の森林資源を活用し、広く県民に広報し、年間を通じて森林及び自然を理解するイベント等を積極的に開催するものとする。

なお、森林教室、木工教室等、軽易な内容のイベントは原則無料とするほか、著名な講師を招いてのシンポジウム等実費相当額の経費を参加者から徴収する有料イベントの開催も可能とする。

森林・自然を理解するイベント等とは、管理施設を散策しながらの樹木の紹介、森林及び自然を理解するオリエンテーリング、木工教室など森林・自然・樹木・木材・動植物等をキーワードとした多彩なイベントを想定している。

1 開催計画書の提出

事業計画書において提案されたイベント等は、県又は鳥取市が個別に承認するとともに、事業計画書に記載されていないイベント等は、事前に開催内容（目的、内容、日時、募集方法、募集人員、実施体制、収支計画等）を記載した実施計画書を県及び鳥取市に提出し、承認を得るものとする。この場合、管理施設の設置目的に沿ったイベント等でないと判断される場合又は営利を目的とした行為であると判断される場合は、県又は鳥取市は内容の変更を指示し、又は承認しない場合がある。

2 開催状況報告書の提出

指定管理者は、イベント等が終了した都度、実施報告書（目的、内容、日時、参加人員、収支実績等）をその翌月の業務報告書に添付して県及び鳥取市に報告するものとする。

別添資料

行政財産の目的外使用許可状況

区分	許可の相手方	所在地	土地地の地目等	使用面積	使用料		使用許可期間
					金額	※取扱い	
電信柱	中国電力ネットワーク株式会社 鳥取ネットワークセンター 所長 石津 光昭	鳥取市桂見鍋山97番2	田	支線柱1本、支線1条の設置に要する面積	年額 3,740円	×	平成31年4月1日から令和6年3月31日
電信柱	中国電力ネットワーク株式会社 鳥取ネットワークセンター 所長 石津 光昭	鳥取市桂見雲雀谷440番地	宅地	コンクリート柱1本、支線2条の設置に要する面積	年額 4,500円	×	令和4年4月1日から令和9年3月31日
携帯無線基地局	株式会社NTTドコモ 執行役員中国支社長 白川 貴久子	鳥取市桂見293番地	宅地	埋設管、管理棟及び敷地の一部	年間 34,500円	×	令和5年4月1日から令和10年3月31日
光ケーブル用配管	ソフトバンク株式会社 代表取締役社長兼CEO 宮内 謙	鳥取市桂見字本谷口ノ二415-1	畑	埋設管路0.117m2	年間 1,730円	×	平成31年4月1日から令和6年3月31日
配電線敷設	中国電力ネットワーク株式会社 鳥取ネットワークセンター 所長 石津 光昭	鳥取市桂見字本谷口ノ二415-1	畑	埋設管路0.48m2	年間 1,730円	×	令和元年9月1日から令和6年3月31日

区分	許可の相手方	所在地	土地地の地目等	使用面積	使用料		使用許可期間
					金額	※取扱い	
電信柱	中国電力ネットワーク株式会社 鳥取ネットワークセンター 所長 石津 光昭	鳥取市桂見字 本谷口231番地、232番地、本谷口ノニ415-1	田、畑	本柱6本、支柱1本、支線1条の設置に要する面積	年間 14,680円	×	令和元年9月1日から令和6年3月31日
電信柱	西日本電信電話株式会社鳥取支店長 杉本 健	鳥取市桂見字 雲雀谷440番地、字本谷口ノニ415-1、字本谷口231番地、232番地	宅地、田、畑	本柱7本の設置に要する面積	年間 10,500円	×	令和元年3月19日から令和6年3月31日

※取扱い欄の○印は指定管理者の収入となるもの、×印は指定管理者の収入とならないもの。

とっとり出合いの森自動販売機設置状況一覧

設置場所	規格	台数	摘要（販売物、設置業者）	契約期間
駐車場	富士電機（株）F2ARU36W6NB 定格消費電力 360/434w	1台	ジュース缶用 コカ・コーラボトラーズジャパン（株）	H21年4月22日 ～ R6年3月31日
	サンデン・リテールシステム（株） C21W30S5GHL 定格消費電力 525w/555w	1台	ジュース缶用 ダイドーベンディングジャパン（株）	H31年4月2日 ～ R6年3月31日
管理棟横	パナソニック NOCRA3036NGSH3E 定格消費電力 360/435w	1台	ジュース缶用 コカ・コーラボトラーズジャパン（株）	H21年4月22日 ～ R6年3月31日
	パナソニック N-LW9636VHP 定格消費電力 369/389w	1台	ジュース缶用 ネオス（株）	H21年4月1日 ～ R6年3月31日
	（株）クボタ BK0830UG 定格消費電力 501/510w	1台	ジュース缶用 鳥取ペプシコーラ販売（株）	H21年4月1日 ～ R6年3月31日
	富士電機（株）D17T30S6GHL 定格消費電力 233/233w	1台	ジュース缶用 えびす本郷（株）	H22年4月1日 ～ R6年3月31日
	富士電機（株）ST17GPB-NK 定格消費電力 480/485w	1台	アイスクリーム用 えびす本郷（株）	H22年4月1日 ～ R6年3月31日
サンデン・リテールシステム（株） S194B247AD-V音声付 定格消費電力 303/365w	1台	ジュース缶用 えびす本郷（株）	R5年4月25日 ～ R6年3月31日	

別表「県貸付物品対象一覧表」

品名	銘柄・規格・製造番号	数量	取得価格（円）	単価（円）
高圧洗浄機	新ダイワJE1010-SV	1	123,900	123,900
簡易木製組立式テント	木製品 屋根シート1、横幕シート3	2	1,732,500	866,250
軽自動車	鳥取480<8780スズキキャリー-KCA/C	1	788,744	788,744
除雪機	ホンダHS1190	1	449,400	449,400
展示ケース	木製ガラス付き w1800×D900×H865	3	900,000	300,000
AED（自動体外式除細動器）	フィリップ社ハートスタートFR2	1	178,500	178,500
コインロッカー	ナイキKR-2510-GR	1	109,200	109,200
除雪機	フジイコーポレーション株式会社Si	1	1,050,000	1,050,000

出合いの森森林整備業務仕様書

第1 総則

本業務は、「出合いの森」の森林の整備を行うものである。

第2 業務内容

(単位：h a)

作業内容	年度別実施面積						実施箇所
	R6	R7	R8	R9	R10	計	
下刈り 1 回目	10.05	10.05	10.05	10.05	10.05	50.25	別添図面 のとおり
下刈り 2 回目	2.14	2.14	2.14	2.14	2.14	10.70	
竹の間伐	2.79	2.79	2.79	2.79	2.79	13.95	
計	14.98	14.98	14.98	14.98	14.98	74.90	

※令和6年度末までに県立鳥取少年自然の家跡地が出合いの森の新エリアとしてオープンし、敷地面積が9ヘクタール増加し、新たに管理業務として加わる予定である（新エリアの概要は資料9を参照）。なお、当該エリアの管理業務の指定管理料はオープン時から加算するものとする。

第3 作業仕様

1 下刈り

- (1) 雑草、木竹類等を根ざわから刈り払うこと。
- (2) 刈り払った雑草、木竹は、転落等の危険のないようにその周囲に広げておくか、若しくは、適当な長さ（1～2m）に玉切り、林内数カ所に分けて集積しておくこと。
- (3) 実施時期としては、第1回目は毎年6月1日から8月15日までの間とし、第2回目は下刈り1回目が終了してから30日以上経過した日以降で9月30日までの間とする。

2 竹の間伐

- (1) 1ヘクタール当たり2,500本になるように間伐を行う。間伐対象竹は老齢の竹を優先する。
- (2) 間伐した竹は、適当な長さ（1～2m）に玉切りし、竹林内に数カ所に分けて集積しておくこと。
- (3) 実施時期は、毎年6月1日から12月30日までの間とする。

第4 その他

本業務の適切な実施の確保のため、指定管理者は、別に定める各月毎の事業報告書と施工記録写真等による定期的な確認に加えて、必要に応じて、現地で担当者の確認を受けるものとする。

その場合、作業種の別、箇所の別は問わない。また、報告の形式も問わない。

出合いの森森林整備業務位置図

別添図面



森林整備業務(下記)

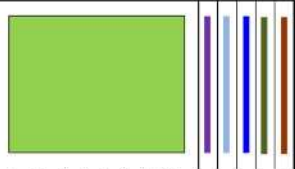
名称	凡例
11年度研究記念植樹	①
くり園	②
林間広場	③
第一駐車場	④
作業音面切	⑤
連絡通面切	⑥
出合いの森入り口	⑦
緑のまじり林	⑧
親友会	⑨
長谷池下	⑩
連絡通面切	⑪
のり面・道路1	
のり面・道路3	
のり面・道路5	
遊歩道	
管理ルート	

森林整備業務(竹の伐採)

名称	凡例
伐採	⑫
伐倒木の置	⑬
二十世紀室の置	⑭
遊歩道入口	⑮
二十世紀室の置	⑯

森林整備業務(竹の伐採)

名称	凡例
遊歩道面切	⑰
みんなの面切	⑱



出合いの森植栽管理業務仕様書

第1 総 則

1 業務の目的

本業務は、「出合いの森」の植栽樹木及び地被類（芝生等）の植栽管理を行うものである。

2 業務の仕様

本業務は、本仕様書によるほか、鳥取県土木工事共通仕様書並びに鳥取県公共施設緑化マニュアルに基づき実施するものとする。また、仕様について明示なき事項や疑義の生じた事項は県及び鳥取市と協議し、その指示に従うものとする。

※令和6年度末までに県立鳥取少年自然の家跡地が出合いの森の新エリアとしてオープンし、敷地面積が9ヘクタール増加し、新たに管理業務として加わる予定である（新エリアの概要は資料9を参照）。なお、当該エリアの管理業務の指定管理料はオープン時から加算するものとする。

第2 作業内容

別表植栽管理業務工程表等に示す作業は最低限、実施すること。

ただし、公園内の景観の維持や植栽木等の管理上、必要であると認められる場合は、別表植栽管理業務工程表等に示す限りではなく、適宜、作業工程等の変更をして構わない。

第3 作業条件

1 施工記録の作成

施工経過が確認できるように、各項目別に施工記録写真を作成すること。

2 交通管理

(1) 作業時は、事前に作業範囲に作業看板を設置するとともに、園路及び作業周辺には、必要に応じて整理員を配置するなど、来園者への安全に十分配慮すること。

(2) 市道及び農道を利用する場合は、農耕車及び一般車両の通行を優先すること。

なお、道路並びに道路面を破損した場合には、速やかに県に報告するとともに、早急に補修すること。

3 造園技能士

(1) 次の業務については、造園技能士が業務現場に常駐し、施工品質の向上を図るための作業指導を行うものとする。

ア 高木又は中木が含まれる樹木の植付・支柱取付及びせん定等の樹木管理が含まれる管理業務

イ その他、造園技能士の技術が必要と認められる業務

(2) 造園技能士は、職業能力開発促進法による1級または2級造園技能士の資格を有するものとする。

第4 作業要領

【一般事項】

1 対象植物への配慮

対象となる芝生や植栽樹木等の特性、当該管理業務の目的及び植生に及ぼす影響の強さ等を十分に考慮し、対象植物の健全な生育、公園内の環境及び景観の維持・改善に努めること。

2 後片付け

この業務により発生するせん除枝茎、残材等については、できるだけ細かくして、来園者の利用

を妨げず、公園の景観を損ねないように植込み地周辺及び林内に広げるか、もしくは、場外で処分すること。

第5 植栽管理業務

1 方法

- (1) 「せん定」、「病虫害防除」、「施肥」、「灌水及び葉面散水」、「除草」、「植栽」等（以下、植栽管理業務という。）は、鳥取県土木工事共通仕様書並びに鳥取県公共施設緑化マニュアルに準拠すること。
- (2) 植栽管理業務は、それぞれの樹種、樹木の状態や目的等に応じて最も適切な方法により行うこと。

2 留意事項

(1) せん定

ア 樹姿及び樹形の仕立て方は、原則として自然形仕立てとする。

(2) 病虫害防除

ア 薬剤の使用に関しては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規並びにメーカー等で定められる使用安全基準及び使用方法を遵守し、人畜への安全や周辺の環境に十分注意する。

イ 使用農薬及び使用量は、農薬取締法により登録認定されたものとする。

ウ 実施に先立ち、周辺の状況や来園者への周知徹底の方法は十分に配慮するものとする。

特に周辺には、田畑等があることから、散布の際は、コンパネ等を布設して薬剤が飛ばないなどの対応をすること。

エ 薬剤の使用時刻は、来園者の状況等を考慮し、閉園後の夕方などに行うこと。

特に、閉園後でも来園者が入ってくる場合もあるため、必要に応じ、整理員を配置して万全を期すこと。

オ 散布後は、散布範囲及び区域に侵入禁止等の看板並びにロープ等を設置し、来園者が中に侵入しないようにすること。

(3) 灌水及び葉面散水

ア 水源は、芝生内及びその周辺に設置してある散水栓を利用することができるものとする。

水源が不足した場合は、県又は鳥取市の指示に従うものとする。

ただし、灌水業務に伴い、施設区域内外の物件等（散水栓、ポンプ類等）に被害を与えた場合は、指定管理者に責のない場合を除き、指定管理者がこれを修復し、補償するものとする。

その場合、必ず速やかに連絡するものとする。

(4) 除草

ア 芝生及び植栽木等の生育状況や公園内の景観の維持等を考慮し、適宜行うこと。

(5) 植栽

ア 樹木の植栽は、設計意図及び付近の風致を考慮して、全体の配植を行うこと。

第6 その他

本業務の適切な実施の確保のため、別に定める各月の事業報告書と施工記録写真等による定期的な確認に加えて、必要に応じて、現地で担当者の確認を受けるものとする。

その場合、作業種の別、箇所別の別は問わない。また、報告の形式も問わない。

植栽管理・本数、面積等数量表(芝生管理)

	面積 (㎡)	植栽管理・本数、面積等数量表(芝生管理)									
		刈り込み		施肥		目土		灌水(散水栓)		灌水(トラック散水)	
		回数	面積 (㎡)	回数	面積 (㎡)	回数	面積 (㎡)	回数	面積 (㎡)	回数	面積 (㎡)
①出合いの広場周辺 (出合いの広場) (水遊びの広場トイレ周辺) (水遊び・かくれんぼ入り口周辺)	15,900	4	63,600	1	15,900	1	15,900	5	79,500		0
遊びの森	6,385	4	25,540					5	15,850		0
②(水遊びの広場)	2,900	4	11,600								
③(遊びの道入り口)											
④(かくれぼの広場)	315	4	1,260								
⑤(緑の大すり鉢)	3,170	4	12,680					5	15,850		0
⑥(かぐや姫の森(タケ、笹))											
⑦ドングリ広場											
⑧二十世紀梨の故郷周辺	1,725	4	6,900					5	8,625		
⑨湿性植物園周辺	1,736	4	6,944					5	8,680		
⑩風の広場周辺											
⑪プロムナード周辺	135	4	540	1	135				0	5	675
⑫環日本海交流の森周辺											
⑬四季の森周辺											
⑭センター施設周辺	1,082	4	4,328	1	1,082			5	5,410		0
⑮駐車場周辺 (第1駐車場) (第2駐車場) (第3駐車場) (その他)	760	4	3,040	1	760				0	5	3,800
⑯憩いの広場	2,000	4	8,000	1	2,000			5	10,000		0
⑰梅林											
計	29,723		118,892		19,877		15,900		128,065		4,475

植栽管理・本数、面積等数量表(灌水)

	低木(5本/m2)		中木(1本/m2)		高木(1本/m2)		ヘデラ類		ルピナス	
	現存本数	灌水面積 1回当たり	本数	灌水面積 1回当たり	本数	灌水面積 1回当たり	面積	灌水面積 1回当たり	面積	灌水面積 1回当たり
①出合いの広場周辺 (出合いの広場) (水遊びの広場トイレ周辺) (水遊び・かくれんぼ入り口周辺)	8,885	1,777								
遊びの森 ②(水遊びの広場) ③(遊びの道入り口) ④(かくれぼの広場) ⑤(緑の大すり鉢) ⑥(かぐや姫の森(タケ、笹))	2,160	432								
⑦ドングリ広場										
⑧二十世紀梨の故郷周辺										
⑨湿性植物園周辺										
⑩風の広場周辺										
⑪プロムナード周辺	9,307	1,861	9	9	48	48	136	136		
⑫環日本海交流の森周辺										
⑬四季の森周辺										
⑭センター施設周辺			11	11	25	20				
⑮駐車場周辺 (第1駐車場) (第2駐車場) (第3駐車場) (その他)	6,391	1,278					367	367		
⑯憩いの広場										
⑰梅林										
計	26,743	5,349	20	20	73	68	503	503	0	0
1回当たり										
(散水栓灌水 計)		2,209		11		20		0		0
(トラック灌水 計)		3,140		9		48		503		0
灌水面積合計(3回)										
(散水栓灌水 計)		6,627		33		60		0		0
(トラック灌水 計)		9,419		27		144		1,509		0

植栽管理・本数、面積等数量表(除草)

	機械除草 面積	低木		中木	高木	ヘデラ類	湿性植物	ルピナス
		現存本数	除草面積 1回当たり	除草面積 1回当たり	除草面積 1回当たり	除草面積 1回当たり	除草面積 1回当たり	除草面積 1回当たり
①出合いの広場周辺 (出合いの広場) (水遊びの広場トイレ周辺) (水遊び・かくれんぼ入り口周辺)		8,885	1,777	0	0	33		
遊びの森 ②(水遊びの広場) ③(遊びの道入り口) ④(かくれぼの広場) ⑤(緑の大すり鉢) ⑥(かぐや姫の森(タケ、笹))	200 (200)	2,160	432	1,700 (1,700)	0	170 (70) (100)		
⑦ドングリ広場	1,200	439	88					
⑧二十世紀梨の故郷周辺	2,480	4,154	831			200		
⑨湿性植物園周辺	2,880	1,505	301			140	334	466
⑩風の広場周辺	1,000	407	81					
⑪プロムナード周辺	530	9,307	1,861		53	136		
⑫環日本海交流の森周辺	1,000	257	51					
⑬四季の森周辺	4,290							
⑭センター施設周辺					25			
⑮駐車場周辺 (第1駐車場) (第2駐車場) (第3駐車場) (その他)	650 (650)	6,391	1,278	17 (17)	71 (65)	367		
⑯憩いの広場		1,277	255					
⑰梅林	1,190							
⑱入口ゲート周辺	600							
⑲女性の森	6,200							
計	22,220	34,782	6,956	1,717	149	1,046	334	466
1回当たり (人力除草 計)			6,956	1,717	149	1,046	334	466
(機械除草 計)	22,220							
除草面積合計(回数) (人力除草 計)	(2回)	(2回)	(2回)	(2回)	(2回)	(2回)	(2回)	(4回)
(機械除草 計)	44,440		13,913	3,434	298	2,092	668	1,864

植栽管理・本数数量表(中木・高木剪定、病虫害防除、施肥)

数量:本 1

	中木本数				高木本数				
	剪定	病虫害防除		施肥	剪定	病虫害防除		施肥	
		木酢液	マシン油			マシン油			
①出合いの広場周辺	65	0	37	15	65	102	0	42	89
ウメ						2		2	2
サクラ						16		16	16
サザンカ	37		37		37				
サルスベリ	15			15	15	8		8	8
ツバキ						5		5	5
ナナカマド						8		8	8
ハナミズキ						1		1	1
モモ						2		2	2
その他	13				13	60			47
②(水遊びの広場)	152	0	81	24	24	299	59	153	59
ウメ	5		5			22		22	
サクラ	1		1			27		27	
サザンカ	65		65			18		18	
サルスベリ	24			24	24	59	59	59	59
ツバキ						2		2	
ハナミズキ	10		10			3		3	
フジ						0	0	0	
モモ						22		22	
その他	47					146			
③(遊びの道入り口)	23	0	19	0	0	12	5	5	0
ウメ	3		3						
サザンカ	16		16						
サルスベリ						5	5	5	
その他	4					7			
④(かくれぼの広場)	1,722	1,700	1,705	17	0	15	0	3	0
サクラ						1		1	
ウバメガシ (一部サザンカ)	1,700	1,700	1,700						
サルスベリ	17			17		1		1	
ツバキ	5		5			1		1	
その他						12			

植栽管理・本数数量表(中木・高木剪定、病虫害防除、施肥)

数量:本 2

	中木本数				高木本数				
	剪定	病虫害防除		施肥	剪定	病虫害防除		施肥	
		木酢液	マシン油			マシン油			
⑤(緑の大すり鉢)	101	0	77	24	0	8	3	6	0
サザンカ	77		77						
サルスベリ	24			24		2		2	
フジ						3	3	3	
モモ						1		1	
その他						5			
⑪プロムナード周辺	9	0	0	4	9	53	0	18	51
サクラ						1		1	1
サルスベリ	4			4	4	13		13	13
ハナミズキ						4		4	4
その他	5				5	35			33
⑬四季の森周辺	64	0	23	0	23	63	0	63	63
ウメ	14					9		9	9
ウツギ	20								
サクラ						8		8	8
ツバキ	6					3		3	3
カキ	1					5		5	5
モクセイ						5		5	5
サルスベリ						4		4	4
カリン						4		4	4
その他	23		23		23	25		25	25
⑭センター施設周辺	11	0	10	0	11	23	0	2	20
サザンカ	5		5		5				
サルスベリ						2		2	2
ツバキ	5		5		5				
その他	1				1	21			18
⑮駐車場周辺	124	0	43	68	124	123	50	78	115
サクラ	10		10		10	14		14	14
サザンカ	19		19		19				
サルスベリ	68			68	68				
ツバキ	14		14		14				
ナナカマド						3		3	3
ハナミズキ						11		11	11
フジ						50	50	50	50
その他	13				13	45			37
⑯入口ゲート周辺	45	0	45	0	45	0	0	0	0
サクラ(若齢)	45		45		45				
計	2,316	1,700	2,040	152	301	698	117	370	397

出合いの森污水处理施設保守点検業務仕様書

第1 総則

本業務は、「出合いの森」の污水处理施設の保守点検業務を行うものである。

第2 業務内容

1 作業内容

- (1) 污水处理施設内の機械・電気設備の維持管理に関すること。
- (2) 水質の管理に関すること。
- (3) 薬品の使用及び管理に関すること。
- (4) スクリーンのし渣等の除去に関すること。
- (5) 污水处理施設内の清掃に関すること。
- (6) 定期法定検査を受けること。

2 作業頻度

1回/週以上定期的に巡回し、作業を行うこと。

3 報告

1の作業内容について、記録票を作成し、作業終了後、計量証明書とともに月ごとに整理し業務毎の業務報告書をその翌月15日までに県及び鳥取市に提出するものとする。

なお、計量証明の対象は、第3の5の項目とする。

第3 污水处理施設概要

- | | | | | |
|----------|-----------------------------|-----------------------|--------------------------|---------------|
| 1 処理方法 | 回遊式間欠ばっ気方式 (TPN型) | | | |
| 2 処理対象人員 | 910人 | | | |
| 3 処理対象水 | 出合いの森の管理棟及び公衆便所に係るし尿及び生活雑排水 | | | |
| 4 処理水量 | 通常 | 70 m ³ /日、 | 最大 152 m ³ /日 | |
| 5 放流水質 | PH | 5.8~8.6、 | BOD | 20 mg/リットル 以下 |
| | SS | 50 mg/リットル 以下、 | 大腸菌群数 | 3,000 個/cc 以下 |
| | T-N | 25 mg/リットル 以下、 | T-P | 4 mg/リットル 以下 |

第4 放流水の水質基準

本業務に当たって受託者は誠意をもって作業し、本施設の設置目的に鑑み、ばっ気量、薬液注入量の調節・効果など十分な注意をもって機械類、計器類の運転操作を行い、日間平均値を超える処理水を放流してはならない。

第5 技術者の資格

本業務を実施する技術者は浄化槽管理士の資格を有するものとし、浄化槽法その他関係法令及び本仕様書に基づき、善良なる管理を行うものとする。

出合いの森電気工作物保安管理業務仕様書

第1 総 則

1 業務の目的

本業務は、「出合いの森」に設置された電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項に定める電気工作物の保安監督に関わる業務を行うものである。

2 業務の仕様

本業務は、本仕様書、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び各機器取り扱い説明書により実施するものとする。

第2 業務内容

- 1 「第3 委託電気工作物の概要」に掲げる電気工作物の維持及び運用について、下記の定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別表第1「点検業務の実施項目」のとおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準等に適合しない事項又はその他必要な事項がある場合は、指導又は助言を行うこと。

月次点検	毎月1回
年次点検	毎年1回

（注）絶縁監視装置を設置する場合は、月次点検は隔月1回とすることができる。

- 2 電気工作物の設置又は変更工事の工事期間中には毎週1回以上の点検を行い指導又は助言を行うこと。ただし、定例業務としては1か月のうち初回のみ。
- 3 電気事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合、指定管理者は必要に応じ臨時点検を行い、県及び鳥取市に対して応急処置を指導するとともに、再発防止についてとるべき措置の指導又は助言を行うこと。なお、電気事業法第106条に定める電気事故報告を行う場合はその作成及び手続きの指導を行うこと。
- 4 電気事業法第107条第2項に定める立入り検査の立会を行うこと。
- 5 「第3 委託電気工作物の概要」に掲げる電気工作物の変更工事を行う場合は、設計の審査及び竣工検査を行い、指導又は助言を行うこと。
- 6 「第3 委託電気工作物の概要」に掲げる電気工作物の事故防止のため、必要に応じて精密検査を行うこと。
- 7 前各項の業務内容のうち、別表第2「点検又は試験等の一部を実施しない項目」に該当する電気工作物の保安及び前各項の指定管理者に委託する保安管理業務以外に必要な巡視などについては、県又は鳥取市の自責により自主的に行うものとする。この場合において、県又は鳥取市の申し出がある場合又は点検の際に指定管理者が必要と認めた場合には、指定管理者は指導、助言又は協議を行うものとする。

第3 委託電気工作物の概要

設備容量	375 kVA
最大電力	233 kW
受電電圧	6,600V
設備条件	無

第4 保安員の資格等

- 1 指定管理者は、保安管理業務を実施する者（以下「保安員」とする。）に、電気主任技術者免状の交付を受けている者を当てるものとする。
- 2 保安員は、必要に応じて補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができる。

第5 官公庁への届出等

官公庁への届出等の手続きは、本業務に含むものとする。

第6 提出書類

指定管理者は、点検後は保守点検の記録を作成のうえ各月の業務報告書に添付し、県及び鳥取市に提出すること。

第7 記録の保存

指定管理者が実施した保安管理業務の結果の記録等は、県及び鳥取市並びに指定管理者の三者において5年間保存するものとする。

別表第 1

点検業務の実施項目

区分	電気工作物		実施項目	摘要
監視	低圧電線 路及び使用 場の設備	配線及び機械器具	絶縁監視	絶縁監視装置を設置した 場合
月次点検	電気設備全般		外部点検 (注) 非常用予備電源装置 については、外部点検以外 に、発電装置は起動停止の 状態を、蓄電池は電解液量 をそれぞれ確認、点検を行 う。	変圧器バンクごとの電圧 ・電流のチェック (配電 盤等に計測器の取りつけ てあるもの) 及び漏えい 電流の測定を行う。ただ し、絶縁監視装置を設 置している場合は漏えい電 流の測定を省略するこ とができる。
年次点検	受 電 設 備	責任分界点となる 開閉器引込口配線	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		配線	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		受配電盤	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		計器用変成器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		保安装置 (継電器)	外部精密点検 動作試験 (表示・警報)	手動による (継電器のテストボタ ン等により作動させる。)
		高圧遮断器 高圧開閉器類	外部精密点検 絶縁抵抗測定 動作試験 (表示・警報)	手動による (継電器のテストボタ ン等により作動させる。)
		変圧器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		その他機器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		接地装置	外部精密点検 接地抵抗測定※ 1	

区分	電気工作物		実施項目	摘要
年次点検	構内電線路	電線路	外部精密点検 絶縁抵抗測定※2	
		接地装置	外部精密点検 接地抵抗測定※1	
	使用場所の設備	配線及び機械器具	外部精密点検 絶縁抵抗測定※2	
		接地装置	外部精密点検 接地抵抗測定※1	
	非常用予備電源装置	発電装置	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		蓄電池装置	外部精密点検 絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定は充電器の電源回路のみ実施する。
接地装置		外部精密点検 接地抵抗測定※1		
臨時点検	受配電盤		計器校正試験	誤差が大きく校正試験が必要なとき実施する。
	保安装置		継電器動作特性試験及び遮断装置結合動作試験	
	高圧機器の絶縁油 (変圧器等)		絶縁油点検	過負荷、短絡等の実績があり点検を必要とするとき実施する。
			絶縁油の絶縁耐力及び酸価試験	絶縁油点検の結果により実施する。
	非常用予備電源装置	発電装置	制御装置試験 (シーケンス試験)	
		蓄電池装置	セル電圧、液比重、液温の測定	
	電気設備全般		外部点検	異常気象時及び災害時に被害の把握を重点に実施する。
高圧遮断器 高圧開閉器		内部点検		

- (注) 1 年次点検で※1を付した項目は過去の実績により、規定値を上回らないと判断される場合は、測定周期を延長することがある。
- 2 年次点検で※2を付した項目は絶縁監視装置の監視記録又は漏電遮断器の動作状況等を検討し、絶縁状態が良好と判断される場合は測定周期を延長することがある。ただし、測定周期の延長限度は1年とする。
- 3 外部精密点検には端子締付点検を含む。

別表第2

点検又は試験等の一部を実施しない項目

1 漏電火災警報器、昇降設備等の取扱いに、法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された工作機械群のように、取扱いに高度の専門技術を要するものについては、主開閉器から各機器の電源側電路までの絶縁抵抗測定（実施可能なものにかぎる。）以外の点検及び試験
2 移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線については、常時電路に接続して使用されるもの及び点検時現場に置かれてあるもの以外のものの全ての点検及び試験
3 密閉防爆形機器等のように構造上点検できない機器の外部点検及び絶縁抵抗測定以外の点検及び試験
4 非常用予備発電装置の外部点検、起動停止試験、外部精密点検、絶縁抵抗測定制御装置試験（シーケンス試験）以外の点検及び試験（消防法で定める負荷試験等）
5 有毒ガス発生箇所及び酸素欠乏場所に設置された機器や配線等の点検、測定及び試験

(注) 上表に掲げる電気工作物については、県及び鳥取市は指定管理者の意見を聴いて県及び鳥取市の負担において、必要な点検又は試験を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。

この場合、県及び鳥取市は、指定管理者に点検又は試験の結果の記録を提示し、指定管理者は、必要に応じて指導又は助言するものとする。

出合いの森建物・水槽清掃業務仕様書

第1 総則

本業務は、「出合いの森」の建物・水槽の清掃業務を行うものである。

第2 作業対象物

1 建物清掃

- (1) 管理棟 対象床面積 272.0 平方メートル
(硬質床洗浄 221.3 平方メートル、弾性床清掃 50.7 平方メートル)
- (2) 展示館 対象床面積 72.2 m² (硬質床洗浄)

2 水槽清掃・保守

- (1) 受水槽 FRP製 (地上設置、2槽式、実容量 30m³) 3.0m×5.0m×2.5m 1基
- (2) 高置水槽 FRP製 (地上設置、2槽式、実容量 7m³) 2.0m×2.0m×2.5m 1基
- (3) 自動制御電極棒 4組
- (4) 給水管 SGP-VD 50A (ゲートバルブ共) 2本
SGP-VD 100A (ゲートバルブ共) 2本
- (5) 揚水管 SGP-VD 100A 2本

第3 作業内容

本作業の実施については、「水道法」(昭和32年法律第177号)並びに「同法施行令」(昭和32年政令第336号)、「同法施行規則」(昭和32年厚生省令第45号)及び「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)を遵守して実施するとともに、別紙5-1「清掃作業の留意点」に留意しながら業務を行うこと。また、清掃場所ごとの清掃内容は応募者が提出する提出様式2-2「とっとり出合いの森施設清掃業務頻度表」において提案された内容のとおりとする。

第4 作業日及び時間

作業実施日及び時間は、できるだけ「出合いの森」の建物及び水使用に支障のないときを選ぶこととする。

第5 提出書類

指定管理者は、水槽の清掃並びに保守点検及び水質検査の写真及び検査結果を付けた記録を作成し、別に定める各月の業務報告書に添付し、県及び鳥取市に報告することとする。

清掃業務の留意点

各清掃作業は手作業に代わる作業方法での実施が可能であれば、その方法も可とする。

1 日常清掃

作業項目	作業の留意点
1 床清掃	・床仕上げに応じた適切な方法により埃、ゴミ、汚れがないようにすること。
2 ゴミ収集	・発注者が指定する箇所のゴミを収集すること。不燃物、可燃物は鳥取市の定められた方法により分別を行い、所定の日に搬出すること。
3 WC（洗面台、鏡、衛生陶器を含む）の清掃	・衛生陶器類は適切な方法により見た目に清潔な状態に保つこと。また、臭いが滞留しないよう配慮すること。 ・トイレトーパー等の衛生消耗品は常に補充されている状態とすること。 ・洗面台は水垢の付着や汚れがない状態に保つこと。鏡はシミ、汚れがない状態に保つこと。
4 扉・壁・手すり等の清掃	・扉・壁は内部、外部とも汚れがない状態に保つこと。 ・手すりは水拭き又は適正洗剤を用いて拭くこと。
5 展示ケースガラス面の清掃	・展示ケースガラス等は埃、手あか等の汚れがないよう乾布で入念に拭くこと。乾布で落ちにくい汚れは洗剤を使用すること。金具も同様にすること。
6 建物外周及び駐車場	・建物周辺及び駐車場の落ち葉やゴミをほうき等により拾い掃きするとともに、堆積する顕著な土砂等を除去すること。

2 定期清掃

作業項目	作業の留意点
1 硬質床洗浄及び弾性床洗浄	・使用する資機材は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものとし、又清掃場所に応じたものを使用すること。
2 高所清掃	・天井、壁、窓、照明器具、換気扇、時計、配管類、ブラインド等日常清掃ができない箇所について、埃、汚れがないようにすること。
3 金属磨き	・出入り口の握手、引き手、手すり、ちょうつがいの類で見える金具は、適当な材料をもって磨きつや出しをすること。

3 特別清掃

作業項目	作業の留意点
1 水槽清掃	<p>(1) 作業実施に当たり、作業員は水道法第 2 1 条及び水道法施行規則第 1 6 条に準拠し健康に異常のない者を選任すること。</p> <p>(2) 作業中は、建築物環境衛生管理技術者又は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下、「ビル管理法」という。）第 7 条第 1 項に定める貯水槽の清掃に関する講習会を修了した者を作業責任者として従事させること。</p> <p>(3) 作業開始前に水槽内の換気を十分に行い、事故防止に努めること。また、水槽内では火気の取り扱いに注意すること。</p> <p>(4) 作業員は、ヘルメット、ゴム長靴等を着用し、安全処置を講じること。</p> <p>(5) 受水槽上部で作業する場合は、既設ワイヤーロープに命綱をつなぎ、転落防止を講じること。</p> <p>(6) 防塵服、作業道具は、次亜塩素酸ソーダ溶液（50ppm）で消毒したものを使用すること。</p> <p>(7) 作業に必要な電気（器具は除く）及び水は支給すること。</p> <p>(8) 受水槽及び高置水槽は、外面も清掃すること。</p> <p>(9) 水槽内部の水洗いは壁面、底部の汚れが落ちにくいので高圧噴射洗浄機を使用すること。なお洗剤類は使用しないこと。</p>

		<p>(10) 前号の作業後は、水槽内部を、タオル及び残水処理機等で完全に水を吸い取った後、第1回目の消毒を次亜塩素酸ソーダ溶液(100ppm)にて行うこと。</p> <p>(11) 消毒方法は噴霧によって行い、高圧噴射洗浄機を利用して全壁面、床、天井に吹き付けること。</p> <p>(12) 第1回目の消毒後、30分以上経過してから、再度、水槽内部の水を完全に吸い取り、第2回目の消毒を行うこと。</p> <p>(13) 水槽への注水は、第2回目の消毒後、1時間後に行うこと。</p> <p>(14) 水面に浮くごみは、残水処理機で吸い取ること。</p> <p>(15) 水槽の水張り終了後、水槽内及び給水栓末端の飲用水残留塩素測定を行うこと。なお、残留塩素の測定は、ビル管理法施行規則第4条第1項に準じて遊離残留塩素0.2ppm以上であることを清掃作業終了後、その場で確認すること。</p> <p>(16) 水槽清掃終了後の水張り満水後は、各建物の蛇口を開放して、赤水及びその他を排除して最終検査完了とする。</p>
2	水槽保守点検	<p>(1) 水槽基礎部の亀裂及び沈下等の以上の有無、架台の発錆・腐食等の劣化の有無を点検し、劣化が軽微な場合は補修すること。</p> <p>(2) 水槽本体部の水漏れ、外面の発錆、内面及び外面の腐食・損傷等の劣化の有無を点検し、劣化が軽微な場合は補修すること。</p> <p>(3) 水槽本体部のマンホールについて、密閉状態及び施錠の良否を点検し、密閉又は施錠不良の場合はパッキン又は鍵を交換すること。</p> <p>(4) 水槽内の電極棒について、汚れ及び腐食、損傷等の劣化の有無を点検し、汚れがある場合は洗浄すること。さらに、作動の良否についても点検し、作動不良の場合は調整すること。</p> <p>(5) 水槽付属配管について、変形、腐食、損傷等の劣化の有無を点検し、劣化が軽微な場合は補修すること。また、防虫網の詰まり及び腐食、損傷等の劣化の有無を点検し、詰まりがある場合は清掃すること。</p>
3	水質検査	<p>(1) 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を測定し、当該含有率が水道法施行規則第17条第3号に適合することを確認すること。</p> <p>(2) 上記(1)の測定はオルト・トリジン法若しくはDPD法又はこれらと同等以上の精度を有する方法により行うこと。</p> <p>(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味を官能法により検査し、異常がないことを確認すること。</p> <p>(4) 上記(1)及び(3)の検査箇所は出合いの森管理棟内給湯室と出合いの広場の2箇所とし、検査周期は7日以内ごとに1回とする。</p>

出合いの森ポンプ施設点検業務仕様書

第1 業務内容

本業務は、本仕様書、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）及び各機器取り扱い説明書により実施するものとする。

- | | | |
|---|----------------------|---------|
| 1 | ポンプ及び配管類の保守点検 | 各1回/年以上 |
| 2 | ろ過装置、除鉄装置及び薬液装置の保守点検 | 各1回/年以上 |
| 3 | 除塵器（水遊びの広場用）の清掃 | 10回/年以上 |
| | 除塵器（湿性植物園及び散水槽用）の清掃 | 1回/年以上 |
| 4 | (1) 水質検査 | |
| | 毎年度、6月1日～9月15日の期間 | 3回/年以上 |
| | (2) 遊離残留塩素測定 | |
| | 毎年度、6月1日～9月15日の期間 | 13回/年以上 |

第2 点検機器明細

別紙6-1のとおり

第3 作業内容

- 除塵器（水遊びの広場）の清掃は次のとおり行う。

毎年度	6月、9月、10月、11月、12月、3月	1回/月以上
	7月、8月	2回/月以上
- 水質検査は、水遊びの広場の下流池の水を対象にする。
 検査1回につき、2回以上採水を行い、測定地点における日間平均値を算出する。
 これらを平均して期間平均値の算出を行う。
 水質確保期間は、毎年度の6月1日から9月15日の期間とする。
- 水質検査項目及び基準は、環境省が定める「水浴場水質判定基準」のとおりとする。

(水質判定基準)

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA 不検出 (検出限界2個/100ml)	油膜が認められない	3mg/l以下	全透 (水深1m以上)
	水質A 100個/100ml以下	油膜が認められない	3mg/l以下	全透 (水深1m以上)
可	水質B 400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/l以下	水深1m未満 ～50cm以上
	水質C 1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/l以下	水深1m未満 ～50cm以上
不適	1,000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/l超	50cm未満

- 判定は、測定地点に関して得た測定値の平均による。
- 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
- 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。
 - 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mlを超える測定値が1以上あるもの。
 - 油膜が認められたもの。

4 水質検査方法は、次のとおりとする。

(1) ふん便性大腸菌群数

環境省が定める「水浴場水質判定基準」付表1の第1又は第2に適合する方法。

(2) 油膜の有無

目視による観察。

(3) COD

日本産業規格 (J I S) K 0 1 2 0 に定める方法。

(4) 透明度

環境省が定める「水浴場水質判定基準」付表2に適合する方法。

なお、測定箇所は水深が1mに満たないため、「水浴場水質判定基準」付表2に記載のある手法に代わる方法も可とする。

5 指定管理者は上記第3条第2項の水質基準を確保するため、水循環システム内の薬液装置（酸化殺菌剤用及び凝集剤用）の機能調整を行うこととする。この際、水質確保期間内の標準薬液使用量は、次のとおりとする。

殺菌剤（次亜塩素酸ナトリウム12%溶液）	1,500kg/年
凝集剤（ポリ塩化アルミニウム100%溶液）	200kg/年

6 指定管理者は遊離残留塩素測定を4回/月以上行うこと。なお、総トリハロメタンについては、毎年1回以上測定すること。また、測定に当たっては、気象条件、利用状況等を考慮し、県及び鳥取市と協議して行うこと。

水質基準値

遊離残留塩素濃度 1.0mg/L以上、1.5mg/L以下が望ましい。

総トリハロメタン 0.1 mg/l以下。

7 水質基準の判定において、不適となった場合は、水遊びの広場での水浴を禁止し、看板等を設置するなど利用者への周知をすること。

また、「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mlを超える測定値が1以上あるもの、油膜が認められたものについては、「改善対策を要するもの」とし、県及び鳥取市又は有識者（検査実施者等を含む）から助言を得て、対策を講じるものとする。

第4 作業日時

作業実施日及び時間は、可能な限り「出合いの森」の水使用に支障のないときを選ぶこととする。

第5 提出書類

指定管理者は、保守点検及び清掃の記録票を作成し、別に定める各月の業務報告書に添付し、県及び鳥取市に報告することとする。

箇所	種別	機器名	数	詳細	
水遊の広場地下プラント	濾過ポンプ	片吸込み渦巻ポンプ(80×65FS2F67.5)	1台	製造者:荏原製作所 口径:φ80×φ65、吐出力:1.5m ³ /min、全揚程:20m 同期回転速度:3,600min ⁻¹ 、電動機出力:7.5KW -電動機:電圧:三相200V、出力:7.5KW、周波数:60HZ -付属品: ベース、呼水じょうご、呼水弁、カップリング、カップリングガード、 圧力計、連成計、逆止弁	
		片吸込み渦巻ポンプ(32×32FS2F6.4)	1台	製造者:荏原製作所 口径:φ32×φ32、吐出力:0.084m ³ /min、全揚程:13.5m 同期回転速度:3,600min ⁻¹ 、電動機出力:0.4KW -電動機:電圧:三相200V、出力:0.4KW、周波数:60HZ -付属品: ベース、呼水じょうご、呼水弁、カップリング、カップリングガード、 圧力計、連成計、逆止弁	
	循環ポンプ	片吸込み渦巻ポンプ(125×100FS4KC626)	1台	製造者:荏原製作所 口径:φ125×φ100、吐出力:3.0m ³ /min、全揚程:34m 同期回転速度:1,800min ⁻¹ 、電動機出力:26KW -電動機:電圧:三相200V、出力:26KW、周波数:60HZ -付属品: ベース、呼水じょうご、呼水弁、カップリング、カップリングガード、 圧力計、連成計、逆止弁	
	排水ポンプ	水中ポンプ(80DVSA62.2)	1台	製造者:荏原製作所 吐出口径:φ80、吐出力:0.5m ³ /min、全揚程:11m 同期回転速度:3,600min ⁻¹ 、電動機出力:2.2KW -電動機:電圧:三相200V、出力:2.2KW、周波数:60HZ -付属品:水中ケーブル、逆止弁	
		水中ポンプ(80DV SJ62.2)	1台	製造者:荏原製作所 吐出口径:φ80、吐出力:0.5m ³ /min、全揚程:11m 同期回転速度:3,600min ⁻¹ 、電動機出力:2.2KW -電動機:電圧:三相200V、出力:2.2KW、周波数:60HZ -付属品:水中ケーブル、逆止弁	
	噴水ポンプ	水中ポンプ(出合いの水辺)ステンレス製	1台	製造者:荏原製作所 口径:φ65、吐出力:0.8m ³ /min、全揚程:24m 同期回転速度:3,600min ⁻¹ 、電動機出力:5.5KW -電動機:電圧:三相200V、周波数:60HZ	
		水中ポンプ(出合いの水辺)ステンレス製	2台	製造者:荏原製作所 口径:φ65、吐出力:0.45m ³ /min、全揚程:15.5m 同期回転速度:3,600min ⁻¹ 、電動機出力:2.2KW -電動機:電圧:三相200V、周波数:60HZ	
		水中ポンプ(石の丘)ステンレス製	1台	製造者:荏原製作所 口径:φ65、吐出力:0.25m ³ /min、全揚程:15m 同期回転速度:3,600min ⁻¹ 、電動機出力:1.5KW -電動機:電圧:三相200V、周波数:60HZ	
	湧水送水ポンプ	湧水送水ポンプ(湧水集水槽)	1台	製造者:荏原製作所 口径:φ50、吐出力:0.24m ³ /min、全揚程:3m 同期回転速度:3,600min ⁻¹ 、電動機出力:0.4KW -電動機:電圧:三相200V、周波数:60HZ -付属品:水中ケーブル、逆止弁	
		除塵器		1基	本体材質:SS400、本体形状:φ300、H700 スクリーン材質:SUS304、スクリーン形状:φ220 原水口及び処理水口の口径:φ125
		除塵器		1基	本体材質:SUS304、本体形状:φ150、H350 スクリーン材質:SUS304、スクリーン形状:φ100 原水口及び処理水口の口径:φ40
		除塵器		1基	本体材質:SS400、本体形状:φ350、H830 スクリーン材質:SUS304、スクリーン形状:φ240 原水口及び処理水口の口径:φ150
		薬注装置	薬液タンク(次亜塩素酸ナトリウム注入用)	1基	材質:PVC製、有効容量:1m ³
			電磁定量ポンプ	1台	通常吐出圧力:0.2kgf/cm ² G、吐出力:23m ³ /min、 吸込揚程:3m、電動機出力:24W
			電磁定量ポンプ	1台	通常吐出圧力:0.2kgf/cm ² G、吐出力:72m ³ /min 吸込揚程:3m、電動機出力:24W
			薬液タンク(ポリ塩化アルミニウム注入用)	1基	材質:PE製、容量:0.1m ³
			電磁定量ポンプ	1台	通常吐出圧力:5kgf/cm ² G、吐出力:1~19cc/min、 穴吸込揚程:3m、電動機出力:17W

	ろ過装置	上向流式浮上ろ材ろ過機	1基	本体材質:SS、ろ過水量:90m ³ /hr、ろ過速度:28.6m/hr、設計圧力:5kgf/cm ² 浮上ろ材:ポリスチレン樹脂 攪拌機: 電圧:三相200V、出力:3.7KW、周波数:60HZ、極数:6極、回転数:360rpm 付属品:梯子、脚、接点付圧力計、逆止弁
	仕切弁	(1)口径:φ150、常用圧力:10kgf/cm ²	1個	
		(2)口径:φ125、常用圧力:10kgf/cm ²	2個	
		(3)口径:φ100、常用圧力:10kgf/cm ²	3個	
		(4)口径:φ80、常用圧力:10kgf/cm ²	2個	
		(5)口径:φ65、常用圧力:10kgf/cm ²	1個	
		(6)口径:φ40、常用圧力:10kgf/cm ²	2個	
		(7)口径:φ32、常用圧力:10kgf/cm ²	1個	
		(8)口径:φ25、常用圧力:10kgf/cm ²	2個	
		(9)口径:φ20、常用圧力:10kgf/cm ²	1個	
		(10)口径:φ10、常用圧力:10kgf/cm ²	3個	排気弁用
	バタフライ弁	(1)口径:φ125、常用圧力:10kgf/cm ²	3個	本体材質:AD12、電動式
		(2)口径:φ80、常用圧力:10kgf/cm ²	1個	本体材質:AD12、電動式
		(3)口径:φ50、常用圧力:10kgf/cm ²	3個	本体材質:AD12、電動式
(4)口径:φ40、常用圧力:10kgf/cm ²		1個	本体材質:AD12、電動式	
(5)口径:φ150、常用圧力:10kgf/cm ²		1個	本体材質:BC6	
(6)口径:φ125、常用圧力:10kgf/cm ²		1個	本体材質:BC6	
(7)口径:φ80、常用圧力:10kgf/cm ²		1個	本体材質:BC6	
(8)口径:φ40、常用圧力:10kgf/cm ²		3個	本体材質:BC6	
(9)口径:φ32、常用圧力:10kgf/cm ²		1個	本体材質:BC6	
配管類		1式	(1)配管 :132m、(2)FJジョイント	
制御盤(ろ過装置、除鉄装置)		1式		
遠隔操作盤		1式		
分電盤		1式		
受水槽機械室内	揚水ポンプ	タービンポンプ(TKN-506×7S-MN11)	2台	製造者:川本製作所 口径:φ50、吐水量:0.235m ³ /min、全揚程:85m 同期回転速度:1,800min-1、電動機出力:11KW -電動機 電圧:三相200V、出力:11KW、極数:4極、周波数:60HZ -付属品: ベース、基礎ボルト・ナット、止め弁、排気弁、呼び水じょうご、連成計、軸継手ガード、緩衝式逆止弁
	仕切弁	(1)口径:φ100、常用圧力:10kgf/cm ²	4個	
		(2)口径:φ80、常用圧力:10kgf/cm ²	2個	
		(3)口径:φ65、常用圧力:10kgf/cm ²	2個	
		(4)口径:φ20、常用圧力:10kgf/cm ²	1個	排気弁用
	配管類			(1)配管:5.7m (2)FJジョイント ①口径:φ100、常用圧力:10kgf/cm ² 2個 ②口径:φ50、常用圧力:10kgf/cm ² 4個
動力制御盤		1式		
散水槽	給水ポンプユニット	給水ポンプユニット(KF50P5.5G)	2台	製造者:川本製作所 口径:φ50、吐水量:0.48m ³ /min、全揚程:70m 同期回転速度:3,600min-1、電動機出力:5.5KW -電動機 電圧:三相200V、出力:5.5KW、極数:2極、周波数:60HZ -付属品: ベース、基礎ボルト・ナット、速度制御ユニット制御盤(仕切弁、逆止弁、圧力計、含む)
	排水用水中ポンプ	水中ポンプ(ZU3-506-0.4T)	1台	製造者:川本製作所 口径:φ50、吐水量:0.1m ³ /min、全揚程:6m 同期回転速度:3,600min-1、電動機出力:0.4KW -電動機 電圧:三相200V、出力:0.4KW、周波数:60HZ -付属品:ケーブル支持バンド、逆止弁
	取水用深井戸水中ポンプ	深井戸水中ポンプ(TU-256×9S-1.1)	1台	製造者:川本製作所 口径:φ25、吐水量:0.071m ³ /min、全揚程:50m 同期回転速度:3,600min-1、電動機出力:1.1KW -電動機 電圧:三相200V、出力:1.1KW、周波数:60HZ -自立型自動制御盤 -付属品:水中ケーブル、空転防止用電極2本、逆止弁、圧力計

仕切弁	(1)口径:φ125、常用圧力:10kgf/cm2	2個	
	(2)口径:φ65、常用圧力:10kgf/cm2	2個	
	(3)口径:φ50、常用圧力:5kgf/cm2	1個	
	(4)口径:φ25、常用圧力:10kgf/cm2	1個	
除塵器		2個	本体:FC2、口径:φ125
その他配管類			(1)配管:10.5m、 (2)FJジョイント ①口径:φ125、常用圧力:10kgf/cm2 2個 ②口径:φ65、常用圧力:10kgf/cm2 2個
電灯動力盤		1式	
手元盤		1式	
循環ポンプ系	自吸式ポンプ(MTP32-61.5)	2台	製造者:テラルキョクトウ 口径:φ32、吐出量:0.066m ³ /min、全揚程:31.4m 同期回転速度:3,600min-1、電動機出力:1.1KW -電動機 電圧:三相200V、出力:1.1KW、周波数:60HZ -付属品:基礎ボルト・ナット、排水弁、圧力計、軸継手ガード、逆止弁
	仕切弁	2個	①口径:φ40、常用圧力:5kg/cm2
		2個	②口径:φ32、常用圧力:10kg/cm2
	配管		9.4m
	FJジョイント	2個	①口径:φ50、常用圧力:5kgf/cm2
	2個	②口径:φ40 常用圧力:10kgf/cm2	
	除塵器	2個	口径:φ40、本体材質:FC2
原水送水ポンプ系	自吸式ポンプ(MTP32-61.5)	2台	製造者:テラルキョクトウ 口径:φ32、吐出量:0.050m ³ /min、全揚程:31.4m 同期回転速度:3,600min-1、電動機出力:1.5KW -電動機 電圧:三相200V、出力:1.5KW、周波数:60HZ -付属品:基礎ボルト・ナット、排水弁、圧力計、軸継手ガード、逆止弁
	仕切弁	2個	①口径:φ40、常用圧力:5kg/cm2
		2個	②口径:φ32、常用圧力:10kg/cm2
	配管		11.2m
	FJジョイント	2個	①口径:φ50、常用圧力:5kgf/cm2
	2個	②口径:φ40 常用圧力:10kgf/cm2	
	除塵器	2個	口径:φ40、本体材質:FC2
取水ポンプ系	自吸式ポンプ(SPL3-32)	2台	製造者:テラルキョクトウ 口径:φ32、吐出量:0.060m ³ /min、全揚程:5m 同期回転速度:1,800min-1、電動機出力:0.2KW -電動機:電圧:三相200V、出力:0.2KW、周波数:60HZ -付属品:基礎ボルト・ナット、排水弁、圧力計、軸継手ガード、逆止弁
	仕切弁	2個	①口径:φ40、常用圧力:5kg/cm2
		2個	②口径:φ32、常用圧力:10kg/cm2
	配管		10.5m
	FJジョイント	2個	①口径:φ50、常用圧力:5kgf/cm2
	2個	②口径:φ40 常用圧力:10kgf/cm2	
	除塵器	2個	口径:φ40、本体材質:FC2
攪拌ポンプ系	自吸式ポンプ(SPM3-40)	2台	製造者:テラルキョクトウ 口径:φ40、吐出量:0.100m ³ /min、全揚程:10m 同期回転速度:1,800min-1、電動機出力:0.75KW -電動機:電圧:三相200V、出力:0.75KW、周波数:60HZ -付属品:基礎ボルト・ナット、排水弁、圧力計、軸継手ガード、逆止弁
	仕切弁	2個	①口径:φ40、常用圧力:5kg/cm2
		2個	②口径:φ32、常用圧力:10kg/cm2
	配管		8.6m
	FJジョイント	2個	①口径:φ50、常用圧力:5kgf/cm2
	2個	②口径:φ40 常用圧力:10kgf/cm2	
	除塵器		口径:φ40、本体材質:FC2
排水系他	水中ポンプ(ZU3-506-0.4T)	1台	口径:φ40、吐出量:0.05m ³ /min、全揚程:8m 同期回転速度:3,600min-1、電動機出力:0.4KW -電動機:電圧:三相200V、出力:0.4KW、周波数:60HZ -付属品:ケーブル支持バンド、圧力計、逆止弁
	送風機(VFC406A)	1台	吸込風量:1m ³ /min
	仕切弁	1個	①口径:φ50、常用圧力:10kg/cm2
	配管		8.5m

	機械室内	自吸式ポンプ(SPM3-40)	2台	製造者:荏原製作所 口径:φ40、吐出力:0.05m ³ /min、全揚程:11m 同期回転速度:1,800min ⁻¹ 、電動機出力:0.4KW -電動機:電圧:三相200V、出力:0.4KW、周波数:60HZ -付属品:ベース、呼水栓、ストレーナ、圧力計、逆止弁
		仕切弁	2個	①口径:φ50、常用圧力:10kg/cm ²
			2個	②口径:φ25、常用圧力:10kg/cm ²
		電動式自動弁	1個	口径:φ25、常用圧力:10kg/cm ²
		配管		14m
		FJジョイント	2個	①口径:φ50、常用圧力:10kgf/cm ²
			2個	②口径:φ40 常用圧力:10kgf/cm ²
		動力制御盤(機械室内)	1式	
		電灯動力盤 (湧水取水ピット内の手元盤含む)	1式	
		二十世紀梨の故郷	循環ポンプ系	水中ポンプ(50SVC-61.5)
制御盤				

出合いの森遊具・階段等保守点検業務仕様書

第1 総 則

本業務は、「出合いの森」の遊具・階段等及び四阿（以下、「遊具等」という。）について利用者が安全に利用できるよう点検を行うものである。

指定管理者は本仕様書のほか、以下の指針及び基準に基づき、専門技術を持つ有資格者による、定期的な点検を行い、遊具等施設の現状把握と安全管理の徹底を図ること。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月、国土交通省）

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（平成26年6月、国土交通省）

「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S：2014」（平成27年7月7日改正、一般社団法人日本公園施設業協会）

なお、上記の指針及び規準等が改正された場合は、最新版に基づくこととする。また、本仕様書に定めのない事項については、指定管理者と点検技術者との間で協議して定めることとする。

第2 業務内容

一般社団法人日本公園施設業協会が認定する「公園施設製品整備技士」、「公園施設製品安全管理士」又は「公園施設点検管理士」の資格を有した者が、同協会の「遊具安全に関する基準 JPFA-SP-S-2014」に基づき、遊具等の劣化点検等を行い、遊具等の安全性に関する調査・判定を行う。

第3 点検の対象及び点検回数

点検を行う遊具等の施設及び点検回数は、別紙7-1の「遊具・階段等の数量及び点検回数一覧表」のとおりとする。

第4 作業仕様

- 1 点検に当たっては、危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状況等を十分把握すること。
- 2 点検終了後は、地中基部の埋め戻し等、必ず元の状態に復元しておくこと。

第5 作業時期・時間

作業実施に当たっては、利用者の迷惑とならないような時期・時間帯とすること。

第6 提出書類

指定管理者は、遊具・階段等保守点検の結果及び写真を付けた記録を作成し、別に定める各月の業務報告書に添付し、県及び鳥取市に報告することとする。

遊具等の数量及び点検回数一覧表

点検施設	遊具等名称	数量 (基)	点検回数	備考	
二十一世紀梨の故郷	木橋 1	1	1年に1回		
	木橋 2	1			
湿性植物園	木製階段	1			
風の広場	展望デッキ	1			
環日本海交流の森	木橋	1			
憩いの広場	木製複合遊具	1			新設
水遊びの広場	木橋	1			
	八つ橋	1			
遊びの道	入口デッキ	1			
	猿渡り	1			
	ターザンロープ	1			
	サブマリン	1			撤去予定
	階段デッキ	1			
	スプリング遊具	4			撤去予定
	丸太平均台	1			
	腕立てバー	1			
	木登り	1			
	壁歩き	1			
	お山の大将	1			
	クモの巣登	1			
	波乗り	1			
	展望台	1			
	木道 2	1		撤去予定 (丸太階段へ改修予定)	
木道 3	1		撤去予定 (丸太階段へ改修予定)		
かくれんぼの広場	展望デッキ 1	1			
	展望デッキ 2	1			
緑の大すり鉢	つり橋	1			
	見晴らし台	1		撤去予定	
(場所未定)	木製スプリング遊具	3		新設	
小計				34	
水遊びの広場	東屋	2	2年に1回		
遊びの道		1			
かくれんぼの広場		1			
出合いの広場		1			
林間広場		1			
二十一世紀梨の故郷		1			
女性の森		1			
四季の森		1			
小計		9			
合計				43	

出合いの森遊具・階段等塗装業務仕様書

第1 総 則

1 業務の目的

本業務は、「出合いの森」の遊具・階段等の塗装を行うものである。

第2 作業内容

木質遊具

木材防腐塗料（キシラデコール等）の2回塗りを行う。

	年度別実施計画					合計	実施箇所
	R6	R7	R8	R9	R10		
木材防腐塗遊具・階段箇所数	4基	3基	13基	4基	3基	27基	別紙8-1のとおり

※年度別実施計画はあくまで目安であり、現状を鑑みて柔軟に計画を見直し実施すること。

第3 作業仕様

- 1 塗装に当たっては、危害発生の防止を図るとともに当該塗装に係る設備の概要、状況等を十分把握すること。
- 2 塗装終了後は、地中基部の埋め戻し等、必ず元の状態に復元しておくこと。

第4 作業時期・時間

作業実施に当たっては、利用者の迷惑とならないような時期・時間帯とすること。

第5 提出書類

指定管理者は、塗装終了後は、写真を添付した塗装記録を整理するとともに、別に定める各月の業務報告書に写真を添付した塗装記録を添付し、県及び鳥取市に提出すること。

別紙 8 - 1		出合いの森遊具・階段等塗装業務一覧表							備考
区分	施設名	塗装							
		面積	R6	R7	R8	R9	R10		
遊具	二十一世紀梨の故郷	木橋 1	17.72	○	—	—	○	—	別添資料 6 - 施設位置図参照
		木橋 2	8.96	○	—	—	○	—	
	遊びの道	入口デッキ	52.17	—	—	○	—	—	
		猿渡	15.97	—	—	○	—	—	
		ターザンロープ	75.23	—	—	○	—	—	
		サブマリン	36.99	—	—	○	—	—	
		階段デッキ	78.64	—	—	○	—	—	
		丸太平均台	3.22	—	—	○	—	—	
		腕立てバー	1.19	—	—	○	—	—	
		木登り	2.64	—	—	○	—	—	
		壁歩き	23.1	—	—	○	—	—	
		お山の大将	43.11	—	—	○	—	—	
		クモの巣登	30.2	—	—	○	—	—	
		波のり	36.24	—	—	○	—	—	
		展望台	56.98	—	—	○	—	—	
		木道 2	120.85	○	—	—	○	—	
	木道 3	101.9	○	—	—	○	—		
	緑の大すり鉢	つり橋	90.4	—	○	—	—	○	
見晴らし台		49.74	—	—	—	—	—		
遊具以外	ミステリーハウス	ミステリーハウス	89.07	—	○	—	—	○	
	花壇	花壇	68.05	—	○	—	—	○	

※下記、遊具・階段等は新設又は撤去予定（R5. 6. 30 現在）であるため、現状を鑑みて柔軟に計画を見直し、実施すること。

- （新設） 憩いの広場 木製複合遊具 1 基
- （場所未定） 木製スプリング遊具 3 基
- （撤去予定） サブマリン、スプリング遊具（シーソー）、見晴らし台
木道 2, 3（撤去→丸太階段へ改修予定）

出合いの森施設警備業務仕様書

第1 総則

本業務は、「出合いの森」の施設警備業務を行うものである。

第2 業務対象物

「出合いの森」の管理棟、展示館及び収蔵棟、倉庫、電気室棟

第3 警備基準時間

項目	警備日	警備時間
防犯	開園日	午後5時から翌日午前8時30分まで
	閉園日	終日
火災	委託期間全日	終日

警備基準時間内において、警備対象が無人となり業務対象物からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、業務対象物からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

第4 業務内容

1 防犯関係

- (1) 侵入者等の潜伏、徘徊を発見したときの処理を行うこと。
- (2) 警察署及び責任者、又は緊急連絡者への通報及び連絡を行うこと。

2 火災関係

- (1) 火災を発見したときの消火活動及び通報その他の処理を行うこと。
- (2) 消防署又は県及び鳥取市が指定する緊急連絡者（以下「緊急連絡者」という。）への通報及び連絡を行うこと。

3 警備状況報告

- (1) 指定管理者は、警備報告書を作成し、毎月警備状況を県及び鳥取市に報告すること。

第5 既設設備

既埋設電線管のうち、施設警備で使用できる電線管は次のとおりである。

ホール区間	使用可能電線管		
	区間延長	口径	本数
管理棟－展示館	4.1 m	φ50mm	3本
展示館－収蔵棟	2.3 m	φ30mm	2本

第6 警備方法

- 1 警備に当たっては、管理棟と展示館（収蔵棟含む）を分割して管理できること。
- 2 通用口はカードにより管理するシステムとし、緊急時に関係者がいつでも出入りができるようにすること。
- 3 「防犯」「火災」情報が個別に管理できること。
- 4 防犯関係
 - (1) 自動警報装置による機械警備とする。ただし、業務期間当初において、機械設置作業により機械警備ができない期間がある場合は、当初期間の警備基準時間において警備員1人以上を常駐すること。

(2) 警備対象室は、次のとおりとする。

期間	名称	警備対象室
R6.4.1～R11.3.31	管理棟	ホール、事務室、湯沸室、電気室(1)(2)、倉庫(1)(2)、授乳室、廊下(2)
	展示館	展示室、風除室
	収蔵棟	収蔵室
	倉庫	倉庫
	電気室棟	電気室

(3) 警備対象室の外部に接する扉・窓には、開閉の感知が可能な機器を内側に設置すること。

(4) 警備対象室のうち、特に「ホール」「事務室」「展示館」には、室内全体の警戒が可能な機器または外部と接する全ての扉・窓からの侵入感知が可能な機器を設置すること。

(5) (3)、(4)に関する警報機器の種類、個数、設置場所については、事前に県と協議の上決定すること。

5 火災関係

管理棟の事務室に設置されている火災受信機に回線を接続し、警戒可能な状態とすること。

第7 警備に使用する機械等の設置費について

(1) 施設警備に必要な警報機器及びこれに付帯する一切の設備工事費は指定管理者の負担とする。

(2) 設置した警報機器については、指定管理者がその負担において適宜保守点検を行うこととする。

第8 警備会社との通信方法

原則として、出合いの森内に設置している加入電話回線を使用するものとする。ただし、これを使用しない場合は、回線設置に必要な機器及びこれに付帯する一切の設備工事費等は指定管理者の負担とする。

第9 提出書類

指定管理者は、業務に着手するときは以下の書類を提出しなければならない。

(1) 施設警備機器設置工程表

(2) 施設警備計画書

本計画書には次の事項について記載しなければならない。

ア 警備方法

イ 警備仕様

ウ 警備期間及び時間

エ 具体的な取扱方法

オ 緊急連絡体制

カ その他

第10 その他

(1) 指定管理者は、本契約を解除若しくは期間が満了したときは、指定管理者の負担において速やかに警報装置を撤去する等原状に回復すること。

(2) 本仕様書に定める事項に疑義を生じた場合は、県及び鳥取市と協議の上作業を進めること。

出合いの森消防設備点検業務仕様書

第1 総 則

本業務の実施については、「消防法」（昭和23年法律第186号）、「同法施行令」（昭和36年政令第37号）、「同法施行規則」（昭和36年自治省令第6号）及びこれに基づく告示等を遵守し、本仕様書により実施するものとする。

第2 作業対象物

点検を行う消防用設備、内容及び回数は次のとおりである。

区 分	分 類 等	点検作業 内 容	設 置 数 (箇所)						年間点 検回数			
			管 理 棟	展 示 館	収 蔵 棟	浄 化 槽	電 気 室	倉 庫		計		
消火器	粉末 加圧式	総合・外観・ 機能 外観・機能	3	1	1		1	2	8	2		
自 動 火 災 報 知 器	受 信 機	蓄積式P型1級 10回線以下	総合・外観・ 機能 外観・機能	1					1	1	1	
		蓄積型P型2級	総合・外観・ 機能 外観・機能	1				1	1	2	1	
	常用電源 交流	総合・外観・ 機能 外観・機能	1				1	1	3	1	1	
		予備電源 蓄電池設備	総合・外観・ 機能 外観・機能	1				1	1	3	1	
	発信機 P型1級	総合・外観・ 機能 外観・機能	1	1	1				3	1	1	
		差動式ホット型 2種	総合・外観・ 機能 外観・機能	11	1				15	27	1	1
	感 知 器	定温式ホット型 1種防水	総合・外観・ 機能 外観・機能	2					1	3	1	1
			総合・外観・ 機能 外観・機能	2					1	3	1	1
		定温式ホット型 特殊	総合・外観・ 機能 外観・機能						1	1	1	1
			総合・外観・ 機能 外観・機能						1	1	1	1
	煙感知器光電式 ホット型2種	総合・外観・ 機能 外観・機能			1		1	2	4	1	1	
		総合・外観・ 機能 外観・機能			1		1	2	4	1	1	
	音響装置 電 鈴	総合・外観・ 機能 外観・機能	3	2					5	1	1	
		総合・外観・ 機能 外観・機能	3	2					5	1	1	
誘導灯	誘導灯	総合・外観・ 機能 外観・機能										
		総合・外観・ 機能 外観・機能	3	1	1				5	2	2	
	常用電源 交流	総合・外観・ 機能 外観・機能	3	1	1				5	2	2	

第3 作業仕様

- 1 点検にあたっては、県及び鳥取市と十分協議して危害発生の防止を図るとともに当該点検に係る設備の概要、状況等を十分把握すること。
- 2 点検は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（平成14年11月28日消防庁告示第8号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の結果についての様式（平成16年5月31日消防庁告示第9号）」に定めるところにより適正に行い、必要に応じ、保守、修理その他の措置を講じるものとする。
- 3 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認することにより必ず元の状態に復元しておくこと。

第4 作業時期・時間

作業実施にあたっては、利用者の迷惑とならないような時期・時間帯とすること。

第5 提出書類

指定管理者は、点検終了後、各点検記録を整理するとともに、別に定める各月の業務報告書に、点検結果報告書を添付し、県及び鳥取市に報告するものとする。

出合いの森はく製燻蒸処理業務仕様書

第1 総 則

本業務は、「出合いの森」展示館内に展示並びに保管してあるはく製の燻蒸処理（移動燻蒸処理）を行うものである。

第2 業務内容

【作業内容】

1 燻蒸処理する剥製等

- (1) 小動物：アナグマ、テン、キツネ、タヌキ、イタチ、モグラ、シマヘビ、マムシ
- (2) 鳥：フクロウ、アオゲラ、キジ、カワセミ

2 作業場所

展示館及びその周辺

3 使用薬品

エキヒュームを使用し基準薬量を 200g/m³ とし、投薬後、燻蒸時間終了まで空間ガス濃度 1% を保持する。

4 燻蒸時間

燻蒸処理空間の温度は 20 度以上とし、燻蒸処理の時間は、燻蒸庫内ガス濃度が均一になった後、48 時間経過した時を持って燻蒸を終了したものとし、燻蒸処理空間の温度を 25 度以上とした場合は、燻蒸庫内ガス濃度が均一になった後、24 時間経過した時をもって燻蒸を終了したものとする。

5 燻蒸方法

(1) 目張り作業

ガスが、対象室外へ漏れないようにすべての開口部及び外気と流通する所を点検し目張り資材で密閉すること。

(2) 薬剤注入

ア ガス注入は、気化器を用いて完全に気化したガスを注入し、未気化の薬剤による資料、設備の汚損を防止すること。

イ 作業者は全面隔離式防毒マスクと専用の吸入缶を着用すること。

ウ ガス注入は、気化器を使用して行うものとして、ガス均一化装置を用いること。

エ ガスの注入を開始して、投薬予定量の 10% 程度を注入した段階で、北側式検知器を使用して、ガス漏れを認めた場合は、直ちに防止措置を確実に講ずるものとする。

オ 急激な内圧上昇によるガス漏れを防ぐために一時的に多量の薬剤を注入せず分割して注入すること。

カ 燻蒸期間中は、空間の酸化エチレンガス濃度を 1% 以上に維持し、基準以下に下がった場合は、追加注入を行うこと。ただし、総投薬量は 2 倍以内とすること。

(3) ガスの均一化作業

ガス注入後、対象室内のガス濃度が速やかに均一化するように攪拌装置を使用すること。

(4) ガス濃度測定

ア 濃度測定用ガス採取場所は、部屋の平均値が求められるところで採取すること。

イ 測定用パイプは、各採取場所につき中間の 1 点以上設置し、目張り前に配置したパイプを通して測定ガスを採取すること。

ウ ガス濃度測定は、室内のガス濃度が均一になるまでは 1 時間毎に、均一化した後は、4 時間毎に行い、その結果を記録すること。

エ ガス濃度測定は、酸化エチレン測定器を使用すること。

オ 燻蒸中に急激なガス濃度の低下が起きた場合は、北川式ガス探知器を用い、ガス漏れ箇所を検地

し、確認後、直ちに補修すること。（補修後、ガス濃度の測定を行い、補充量を算出して薬剤を追加投入すること。）

(5) 開放作業

ア 所要時間経過後、高濃度のガスの排気には活性炭（投薬量の3倍量）を用い吸着除害して屋外に排気し、ガス濃度低下（500PPM以下）後は大気希釈方式で行うこと。

イ 排気口付近の環境測定を行い記録、測定すること。

ウ ガスの排気、換気は薫蒸対象室内のガス濃度がすみずみまで酸化エチレンガス濃度が1ppm以下で、かつ安全を確認すること。

6 安全の確保

(1) 作業の安全には、周辺の状況を十分に配慮するとともに、必要な作業班を周辺に配置し、測定及び措置を発注者託者と協議の上適切に行うこと。

また、不測の事態が生じた場合は、発注者の指示に従い、適切な措置を迅速に行うこと。

7 薫蒸効果の確認

(1) 薫蒸の前には、あらかじめ、供試虫、供試カビを入れたサンプルを車庫内に配置し、放出後取り出し、薫蒸効果を判定する。供試虫はコクゾウ虫を、供試カビはコウジカビとする。効果の判定は(公財)文化財虫害研究所に依頼するものとする。

(2) その効果については、殺虫効果として100%、殺カビ効果として80%以上を以って合格とし、(公財)文化財虫害研究所の判定書を提出することとする。

8 作業資格者

本業務を実施する技術者は、文化財虫菌害防除作業主任者及び特定化学物質作業主任者の資格を有するものとする。

9 資料（剥製等）の搬入及び搬出

(1) 資料（剥製等）の搬入、搬出は発注者の指示等に従って行うこととする。

(2) その場合、取り外し並びに取り付けにおいては、壊さないように元の位置に配置することとする。

10 報告

指定管理者は、施工経過が確認できるように各項目別に施工記録写真等を作成するとともに、薫蒸終了後は、薫蒸記録を整理するとともに、別に定める各月の業務報告書に薫蒸終了報告書を添付し県及び鳥取市に報告すること。

11 立入り禁止措置

薫蒸実施中の薫蒸車周辺及びガス排気口付近は、立入り禁止とする。

出合いの森池清掃業務仕様書

第 1 総 則

1 業務の目的

本業務は、「出合いの森」内の池の清掃業務を行うものである。

第 2 業務概要

1 作業内容

池の清掃に関すること。

2 作業実施日

県及び鳥取市との協議による。

3 報告

指定管理者は、作業終了後、写真を添付した清掃記録をその都度、整理するとともに、別に定める各月の業務報告書に併せて県及び鳥取市に報告すること。

第 3 施設概要

1 「水遊びの広場」の池

(1) 延長 250 m

(2) 幅 2～5 m

(3) 実施時期：原則として4月、7月、9月に各1回、合計3回清掃を行う。

2 「二十世紀梨の故郷」の池

(1) 面積 270 m²

(2) 実施時期：原則として4月、9月に各1回、合計2回清掃を行う。

第 4 その他

1 業務の執行に当たっては、利用者に作業実施を事前に通告するとともに、作業中には看板を設置するなど、危害発生の防止を図ること。

2 吸引車の残材は、出合いの森地内で無償処分とする。

出合いの森園内・施設等管理業務仕様書

第1 総則

本業務は、「出合いの森」の園内と建物等の施設の案内及び管理業務を行うものである。

第2 業務概要

1 業務内容

(1) 出合いの森の案内

利用者からの要請に応じて園内の案内や植物等についての説明を行う。

(2) 園内と建物等の清掃及びゴミの廃棄に関すること。

ア 主な作業内容

(ア) 園内：ゴミ拾い、雑草（外来植物を含む）の除去、排水溝・側溝・集水桝の清掃（土砂の除去を含む）、芝刈り、水辺の清掃、木道・散策道・進入路等の掃除、害虫防除、散策道・遊具等の簡易な補修、水田に面した法面の草刈り及びその撤去、除雪（駐車場及び駐車場から管理棟までの間の通路、広場周辺の道、トイレ入口）、植栽木の整枝・せん定、枯損木・雪害木の整理、銘木板の管理、案内板等の簡易な施設の塗装（地際防腐処理を含む）等

(イ) 建物：清掃、ガラス拭き、ゴミ拾い、トイレトペーパーの補充、蛍光管の交換等

イ 作業実施日

日々、園内及び建物内等を巡回し、利用者に不快な印象を与えないよう、適宜行う。
なお、トイレ清掃は原則として毎日行うこと。

(3) 管理棟及び展示館の展示ケース等の管理

ア 主な作業内容

管理棟や展示館の展示ケース内の展示物の展示（入替え）や管理棟のスペースを活用した森林・林業を理解するための展示を行う。

イ 実施時期

季節毎に展示物を入れ替えるなど展示がマンネリ化しないよう配慮する。

(4) 遊具の安全点検

ア 主な作業内容

園内の遊具・施設を巡回し、目視・触診、打診等を行い、変状等による危険が無い点検を行い、不具合がある場合は適切な処置を速やかに行う。

なお、点検者は、専門家の講習を受けるなど、必要な知識の習得、経験を有するものが実施することとし、日常点検の実施方法は、指定管理者が予め計画を策定し、遊具の現状把握と安全管理の徹底を図ること。

イ 実施時期

毎日1回以上点検し、不具合がある場合は適切な処置を行う。

2 報告

指定管理者は、管理作業終了後、管理作業記録を整理し、各月の業務報告書に管理作業記録を添付し県及び鳥取市に報告すること。

第3 施設概要

1 園内

園内一円（森林、駐車場、歩道、遊具、排水溝等を含む。）

2 建物

管理棟、展示館、収蔵庫、倉庫、電気室棟、トイレ等

第4 その他

業務の執行に当たっては、作業中の看板を設置するなど、危害発生の防止を図ること。

出合いの森飲用水滅菌装置保守点検業務仕様書

第1 総則

本業務は、「出合いの森」の飲用水滅菌装置の保守点検業務を行うものである。

第2 業務対象物

飲用水滅菌装置 (OAC-TE)

第3 業務内容

1 作業内容

下記の内容について機器の目視点検・動作確認・数値の記録を行う。

なお、業務実施前に工程表及び点検計画書を1部作成すること。

No.	件名	番号	項目
1	使用薬品に関すること	1	残留塩素濃度
		2	使用薬品名
		3	使用薬品の希釈状況
		4	薬液槽内薬液残量
		5	薬液水槽内の汚れ
2	滅菌器に関すること	1	薬液もれ
		2	注入状況
		3	ヘッド部エアー
		4	ヘッド部
		5	ブレードホース
		6	サクションホース
		7	パッキナット
		8	ヘッドボルト
		9	バルブシート
		10	ボールバルブ
		11	エアー抜き Oリング
		12	ダイヤフラム及びリテーナボルト
		13	ギアオイル
		14	オイルシール部よりのオイル漏れ
		15	ボディダイヤフラム
		16	アジャストハンドル

No.	件名	番号	項目
2	滅菌器に関すること	17	ギア一部異常音有無
		18	アース
		19	端子部テーピング
		20	本体部塗装剥離状況
		21	注入弁
		22	ON・OFF タイム
		23	作動ランプ
		24	設定状況
3	薬液槽に関すること	1	薬液槽外面
		2	溶接部の液漏れ
		3	レベルゲージ
		4	低液位検出器の動作
4	操作盤に関すること	1	盤内外面
		2	漏電ブレーカー及びノーフェーズ遮断器の動作
		3	サーマル設定値
		4	ランプ
		5	フェーズ
		6	スイッチ動作
		7	リレー動作
		8	マグネットの動作
		9	入力信号
		10	出力信号
		11	ねじ部
5	残留塩素モニターに関すること	1	ゼロ点
		2	スパン
		3	チェック回路
		4	電源電圧
		5	回転電極
		6	ガラスビーズ
		7	測定槽
		8	指示計
		9	端子
		10	アース
		11	断線

No.	件名	区分	番号	項目
6	全自動飲用水滅菌装置に関する こと	制御盤	1	絶縁試験
			2	入力信号
			3	漏電ブレーカー及びノーフェーズ遮断器の動作
			4	シーケンス
			5	スイッチ動作
			6	ランプ
			7	フェーズ
			8	リレー接点
			9	マグネット接点
			10	サーマル設定値
			11	ブザー動作
			12	出力信号
			13	機器取付
			14	ネジ部
		調節計	1	入力信号
			2	目標設定値
			3	出力信号
			4	端子

2 作業回数

年4回定期的に巡回し、作業を行うこと。

3 報告

指定管理者は、1の内容について機器の目視点検・動作確認・数値の記録等を行い、点検結果報告書（製造者の標準報告書を使用し、状況写真を添付する）を作成し、別に定める各月の業務報告書に添付し、県及び鳥取市に報告すること。

4 その他

(1) 軽微な点検

仕様書に示されていない事項であっても、飲料水滅菌装置類の機能上必要と認められる軽微な点検は、設備の状況に応じ、実施するものとする。また、点検により設備の不具合を発見した場合は、早急に復旧するものとする。

(2) 緊急時の対応

故障等による緊急時の対応に迅速に対応できる人員を配置し、交換部品等が円滑に調達できる体制を整えておくこと。

(3) 消耗品、交換部品の負担

点検に伴い必要となる通常の消耗品の常備、薬液の補充は受注者において行うこと。

(4) 損失負担

業務実施に伴い、既成部分を汚損し、または損傷した場合は、既成に習い補修し、第三者に損害を及ぼした場合は、補償を行うこと。

(5) 疑義

業務実施において、疑義が生じた場合は、直ちに担当者と十分な打ち合わせを行い、承諾を受けた後作業を行うこと。

(6) その他

業務の実施に当たっては、事故の起こらないように細心の注意を払い、作業日時、作業方法を県及び鳥取市と十分協議の上、施設の運営に支障を生じないようにすること。

出合いの森中央監視設備点検業務仕様書

第1 総則

本業務は、「出合いの森」の中央監視設備点検業務を行うものである。

第2 業務内容

1 点検項目

- (1) 本体点検 (WeLBA200液晶付・ANN80窓)
データバックアップ、電圧測定、機能動作点検
- (2) ローカル点検 (現地盤14面)
電圧測定、動作試験

2 作業頻度

年1回

3 報告

1の点検結果について、報告書を作成し、作業終了後、その翌月末までに県及び鳥取市に提出するものとする。

出合いの森木製ベンチ等管理・貸出業務仕様書

1 貸出業務

(1) 業務の内容

ア 貸出業務に係る物件

木製ベンチ：270脚

木製テント：2張

イ 保管場所

出合いの森 倉庫

ウ 主な業務

問い合わせ対応、HP更新、貸出作業及び貸出数量の確認、返却作業及び返却数量の確認

エ 貸出回数の上限

年間20回

(2) 貸出にかかる手順等の公表

木製ベンチ等の貸出にあたっては、事前に申込手順、様式、条件等を定め、県と協議の上、ホームページ等で公表すること。

(3) 貸出にかかる条件

(1)に掲げる貸出にかかる条件に、以下の条件のほか、申込の時期、貸出・返却時間等を定め、申込書に明記すること。

ア 借受者は、貸出を希望する場合は、使用申込書を指定管理者に提出すること。

イ 借受者は、使用に際し、破損するような使い方をしないこと。万が一、破損した場合には、返却時に破損状況・理由等を指定管理者に報告すること。

ウ 借受者は、使用に際し生じた破損のうち、借受者の責めに帰すべき事由である場合は、修繕費用を負担しなければならない。

(4) 申込書等の様式

(3)に掲げる様式は、別紙16-1及び別紙16-2の様式を参考にすること。

(5) 貸出回数等の報告業務

ア 木製ベンチ等の貸出回数及び申込状況について、各月の業務報告書に併せて県に報告すること。

イ 木製ベンチ等の貸出回数が上限を超過する場合は、県と指定管理者が協議して対応方針を定めるものとする。

2 破損等の報告業務

(1) 木製テントについて

指定管理者は、木製テントに破損が生じた場合は、借受者の責めに帰すべき事由の如何にかかわらず、指定管理者に速やかに報告及び協議するものとする。

(2) 木製ベンチについて

ア 指定管理者は、木製ベンチに破損が生じた場合は、県に速やかに報告及び協議するものとする。

イ 借受者の責めに帰すべき事由による破損が生じた場合は、指定管理者は県に速やかに報告及び協議し、指定管理者は、借受者に原状回復させるものとする。

木製ベンチ・木製テント使用申込書

令和 年 月 日

出合いの森 指定管理者 様

住所
申込者 氏名
連絡先

木製ベンチ・木製テントについて、貸し出し条件に同意の上、貸出を申し込みます。

使用目的	
数量	木製ベンチ： 脚 (最大270脚) 木製テント： 張 (最大2張)
使用期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
貸出日・時間	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
返却日・時間	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
責任者氏名	

(指定管理者 連絡先)

木製ベンチ・木製テント破損報告書

令和 年 月 日

出合いの森 指定管理者 様

住所
申込者 氏名
連絡先

月 日に貸し出しを受けた木製ベンチ・木製テントを破損しましたので報告します。

使用目的	
数 量	木製ベンチ： 脚 (最大270脚) 木製テント： 張 (最大2張)
使用期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
破損内容	
破損した理由	

出合いの森防犯カメラ管理・運用業務仕様書

1 設置目的

防犯カメラは出合いの森における犯罪防止及び事故防止のために設置するものとする。

2 設置場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

設置箇所	記録方式	数(基)
入口ゲート	録画式	2
駐車場トイレ		4
緑の大すり鉢前トイレ		2
水遊びの広場前トイレ		2

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい場所に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名及び連絡先を記載するものとする。なお、施設内等で防犯カメラの設置者が明らかな場合は、設置者の名称を省略することができる。

3 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

(2) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

ア 画像を適正に保存し、管理すること。

イ 画像により知り得た情報の漏えい、または不正な使用をしないこと。

ウ 管理・運用に従事する他の者が、画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないよう必要な措置をとること。

エ その他、適正な管理・運用に関し、必要な措置をとること。

4 画像等の管理

(1) 保管方法

録画装置の保管は、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理する。

また、録画媒体は原則として外部への持ち出しは禁止する。

(2) 保存期間

保存期間は2週間程度とし、当該保存期間を経過した後は次項に定める方法により消去する。

ただし、法令等に基づく場合又は捜査機関等から犯罪捜査等を目的とする要請を受けた場合はこの限りではない。

(3) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、重ね撮り等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。記録された記録媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め、複数人で、完全に消去されたことを確認したうえ廃棄する。

5 画像の利用及び提供の制限

防犯カメラの管理責任者等は、プライバシーなどの人権が侵害されることのないよう次の場合を例外として、他の目的での利用や他の者への閲覧又は提供（以下「閲覧等」という。）を行わないこととする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合

(3) その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合
行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など。

6 秘密の保持

(1) 管理責任者等は、防犯カメラの管理・運用を通じて知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用してはならないものとし、その職を解かれた後においても同様とする。

(2) 管理責任者等は、5により画像を閲覧等した第三者に対し、閲覧等により知り得た個人の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないよう必要な措置をとるものとする。

7 その他必要な事項

その他、必要な事項は、管理責任者が別に定めるものとする。